

裁判員制度・刑事検討会座長 井上 正仁 様

2003年3月11日(火)

委員：清原 慶子

私は、本日、都合により検討会に出席できません。大事な議論に参加できずまことに申し訳ありません。そこで、本日の検討会の検討課題につきまして下記の意見を提出させていただきます。どうぞ、座長より、適時に読み上げていただき、委員の皆様にご紹介をいただきますようお願い申し上げます。

記

裁判員制度の今後の具体的な制度設計に向けた議論のたたき台について

1．裁判員制度の具体的な制度設計に向けた議論の論点は、事務局で作成していただいたたたき台が大部に及ぶことから明らかなように、多数あります。しかもそれらの論点は、相互連関性を持っています。今回、たたき台の冒頭の論点が「合議体の構成」となっていますが、その構成のあり方によって、その後の論点が決まる側面と、その後の議論を検討しなければ構成のあり方が決まらない側面があると思います。どうぞ、合議体の構成に関する結論を急ぐことなく、後の項目との関連性に配慮して検討をしていただきますようお願いいたします。

2．合議体の構成について

たたき台では、「合議体の構成」について、

A案

裁判官の員数は、3人とするものとする。

裁判員の員数は、2ないし3人とするものとする。

B案

裁判官の員数は、1ないし2人とするものとする。

裁判員の員数は、9ないし11人とするものとする。

の二つの説が例示されています。

これは、いわゆるワイド型の考えと、コンパクト型の考えの極端な案を併記したものと理解します。ただ、私は中間的な考え方についても議論していったほうが現実的だと思います。本日は、具体的な数についての結論を出す段階とは思いませんが、個人的には、裁判

員の人数については6人を軸とすることをお願いします。

<理由>

意見書では、裁判員制度は「国民的基盤の確立」に位置づけられており、その際の国民像としては、「国民の一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画」（3頁）とされています。その趣旨で、国民が自律的に責任をもって司法参加するあり方を、私たちは検討しなければなりません。

また、意見書では無作為抽出での選任方法を採用しています。そこで、性差や年齢別の代表性の確保を考えるならば、ある程度の規模の集団であることが求められます。私自身の市民活動の経験から申しますと、6人未満の少人数の市民メンバーでの構成は考えにくいです。特に専門家がいる場合、少数の非専門家が相互に率直な意見交換を行い、メンバー相互が結論の収斂に向けた努力をできるためには、2ないし3人は少数過ぎると思います。同様に、多すぎる人数での運用が持つ課題もあるでしょう。そこで、少なくとも6人を軸とした検討もお願いしたいと思います。

以上